

『太平記』年次構成考 — 日付の混乱をめぐる —

今井正之助

はじめに

太平記の読みづらさの一因として、日付表記の混乱をあげることが多い。太平記のように、類同の相貌の記述があくことなく綴られていく印象の強い作品を読み進める時、日付は不可欠の指標であるはずのところ、その日付を信用しかねる場合がしばしばであるからだ。

たしかに矛盾・混乱ははなはだしい。しかし、なればこそその矛盾・混乱のありようを整理、分析しておく必要がある。以下は、その私案の提示である。

テキストには玄玖本を用いる。前稿で論じたように、^[1] 検討の対象とした箇所は一部分にとどまるが、現存本の中では、玄玖本の年号表記が年次構成を明らかにする上で、最も参考になると判断するからである。もちろん玄玖本にも問題は多く、必要に応じ、諸本を参看する。

一、月日の混乱

月日の矛盾・混乱には大きくA B二種類のものがある。A一回性のもの（その箇所のみで他に波及しないもの）

A1 諸本共通

例、巻二 資朝処刑の日付「5 29」^[2]。それまでの

流れからは「7 26」以降のはず。

A2 玄玖本系にみられるもの^[3]

例、巻四 後醍醐帝配流の日付「3 17」（神西流など37）。記事の順序としては、3 11の尊良・尊澄配流に続くわけで問題無いが、先行する3 8の記事に「昨日」先帝を配流した旨記述あり。

A3 玄玖本固有の問題

例、巻六 人見の血書の日付「正慶元3 2」。二に元と上書。3月は「二」に横線を加え「三」

としたもの。因に徴「正慶二二二」松「正暦二二二」。

また、年号に関しては、次節で述べるが、この「正慶元」にのみ言及して置く。玄玖本は巻六卷末に「元弘モ三年ニナリニケリ」の一節を含む文章を別筆で補っている。これが玄玖本本来のものでないことは他の巻の巻末のありようと比較すれば明瞭。続く巻七巻頭が「元弘三正16」の日付で始まるための誤解である。こうした箇所頻出するわけではないが、玄玖本の扱いに際して留意しておくべきである。

Bあるまとまりを持ったもの

例、巻七 二階堂勢の吉野城攻撃「元弘三正16」。巻六に、軍勢手分けを「元弘三閏22」（流正晦）とし、続く赤坂責めを前述A3に述べたように（閏）2月」の事としているのと矛盾。『参考太平記』以来諸注、吉野攻撃を2月の誤りかとし、さらに、新田義貞の取得した綸旨の日付「211」を、巻十に「去311」とするのが正しいかとする。しかし、巻七の記述は続いて、（正成勢に手を焼いた六波羅が、頼みとする宇都宮を千破劍城に向かわせ、「楠ガ城強シテ京都ハ無勢」と聞きつけた赤松が、勢力を伸長

し、摩耶に城郭を構える。これに驚いた六波羅は四国勢を差し向けようとするが、折しも「閏24」伊予より早馬が到来した」と連ねる。「正16」は巻六とのつながりから言えば、矛盾に違いないが、以下の巻七の一連の記述は「正16」を起点としてなされているのであり、部分的な修正では収まらない。

同種の例は巻十三直義の鎌倉落ち「826」（注1の拙稿で触れた）、巻十八後醍醐帝の京都脱出「828」（元十七と矛盾すれど、巻十八はこれを起点としている）、巻二十八幡宮方勢の退却「627」⁴、巻三十三菊地少式合戦譚中の日付「310」⁵などいくつかみられる。これに類するものは『平家物語』延慶本に小規模ながら存在するが、慎重に仕組まれた延慶本のあり方に比べ、太平記のそれは、接合点を露呈し、未完成未整理の印象を強く与えるものである。

二、年号の混乱

年号の混乱も月日の場合と同様に二種類に分けて考えることができる。ただし、月日の混乱が比較的簡単にそれと分かるのに対し、年号の場合は、一回性のものかどうかは、全体の年次構成を明瞭にしたうえでなければ、

判別しがたい。また、年号の混乱は当然のことながら、月日以上に影響するところが大きく、月日の混乱のあるものは年次のそれに由来しているように思われる。太平記の読みづらさの日付面での主因は、この年号の混乱が負っているといえよう。

問題の鍵はやはり巻十二以降の建武年間にあるようだ。巻十二から巻十五にかけて、太平記が記事を集約化し、あるいは日付を操作し、結果的に、建武から延元への改元を史実の建武三年より一年早い、建武二年のことと設定していることはすでに前稿で述べた。この点に関する

卷	太平記記事	玄玖本	神田本	西源院本	流布本
17	I 後醍醐山門臨幸 山門牒状 南都返牒 (後略)	日付ナシ 延元元6月 延元元6月	建武三527 延元元6月 延元元6月	延元元527 延元元6月 延元元6月	日付ナシ 延元元6月 延元元6月
18	II 後醍醐吉野潜幸 (中略) 瓜生、高経破る	828 翌(11)29	828 同(11)29	828 同(11)29	828 同(11)29
	椀飯事終り	正7	正7	延元二正7	正7

傍証をいまひとつ付加しておく。巻十八「一宮御息所之事」に「中一年アテ建武元年ト云シ冬ノ比ヨリ又天下乱テ」(玄玖本197p.)とある部分、金勝院本(『参考太平記』による)が「建武二年」とする他は、多くの諸本いずれも玄玖本同様、史実(「天下の乱」は建武二年11月以降の新田足利の抗争をさすと思われる)より一年早い「建武元年」のこととしている。

さて、巻十五で延元改元記事を記した後、巻十六の兵庫合戦(この戦いで正成討死)を「延元元525」、巻十七の、後醍醐帝を迎え入れた山門が発した南都への牒状

及びその返牒の日付をいづれも「延元元6月日」とし、巻十八「鐘崎城後詰之事」に至ってようやく、「正月七日ノ椀飯事終テ」と年が改まったことを記す記述が現われる。この辺りの年号表記を一覧すると上表のようになる。表の縦の実線は年次の移行を、破線は年次途中での巻の区切りを表わす。巻十四の中期から巻十七にいたるまで、太平記の年次が建武二年(改元して延元元年)とされていることは前稿で述べた。また、巻十九の改元は、流布本

21		20		19	
後醍醐不予 法勝寺炎上 (中略) 神輿帰座	V 道誉、狼藉	天下趨勢、將軍 側に傾く	義貞牒状 山門返牒 高経御教書 義貞討死	顯家、上洛の途	IV 顯家、鎌倉進撃 (中略)
延元三 八 九	康永元 三 二〇	4 12	末ニ: 暮秋	曆応元年ノ	新玉ノ年: 12 28
延元三 八 九	康永元 三 二〇	4 12	末ニ: 暮秋	曆応元年ノ	あらたまの とし: 12 28
延元三 八 九	康永元 三 二二	4 12	末ニ: 暮秋	曆応元年之	改ノ年立回 : 12 28
延元三 八 九	康永元 三 二〇	4 12	末ニ: 暮秋	曆応元年ノ	アラ玉ノ年 : 12 28

が延元への改元とするが、この前後北朝・足利関係の記事が連なっており、延元への改元ではありえない。後醍醐方が延元への改元を行った(巻十五)後も建武の年号を使用してきた北朝が曆応への改元を行ったのである。史実の曆応改元は建武五年8月28日のことである。しかし、太平記に従うかぎり、実際より二年早く、建武三年10月3日に曆応への改元が行われたと了解するはかない。

ちなみに太平記の改元記事を一覧すると次のようになる。(「」内は史実。)

- ・建武改元
- ・延元改元
 - 卷12 元弘四7月(同129)
 - 卷15 建武二225(建武三229)
- ・曆応改元
 - 卷19 建武三103(建武五828)
- ・觀応改元
 - 卷28 貞和六227(同28)
- ・文和改元

24	23	22		
崩御 (中略) 義助らに綸旨	延元三 8 16	同 12 17	同 12 17	同 12 月
塩冶、出雲下向 (中略)	曆応二 3 27	曆応二 3 27	3 27	3 27
烟、活躍	7 3	7 3	7 3	7 3
VI	〈欠巻〉	〈欠巻〉	〈欠巻〉	〈欠巻〉
VI	去年 9 月	去年 9 月	去年 9 月	(↓卷 22 日付ナシ)
上木、突撃敗退 烟、出撃し闘う	2 27	2 27	2 27	(↓卷 22)
根尾城落城	10 21	11 21	10 21	(↓卷 22)
義助、吉野参内	去 9 18	去 9 18	去 9 18	(↓卷 22)
VII	曆応五春比	曆応五春頃	曆応五春比	日付ナシ
都に疫病流行	曆応五 2 月	曆応五 2 月	曆応五 2 月	曆応五 2 月
光厳院願書	曆応三 4 3	曆応三 4 1	曆応三 4 3	(↓卷 22)
義助、伊予下向	(4 月)	(4 月)	(4 月)	(↓卷 22 曆 応五春比)
大森、鬼に襲わ れる				

卷30 観応三 9 27 (同ジ)

・貞治改元

卷38 康安二 9 晦 (同 9 23)

建武関係の改元の三つがいずれも史実とは大幅な相違をもち、しかも建武への改元はほぼ半年遅く、建武からの改元は一年乃至二年早くなっている。

卷一冒頭近くで「惟恨クハ斉桓覇ヲ行ヒ、楚人弓ヲ遺シニ叡慮少キ相似タル事ヲ。是則此故ニ草創ハ一天ヲ再ト云ヘドモ守文ハ三載ヲ越ザル所以ナリ」と後醍醐を批判し、また、卷十二においては「後漢ノ光武、王莽ガ乱ヲ治テ再ビ漢ノ世ヲ被継シ佳例」に倣うとの(後醍醐の)改元の狙いを、続く行文で直ちに「此年天下疫癘有テ病死又者甚多シ。其秋ノ末ニ紫宸殿ノ上ニ怪鳥夜々飛来テ何迄々々ト時刻ヲ定テゾ鳴ニケル」と覆していく。後醍醐の霸業批判と建武の年号によせる皮肉な眼差しとは同根のものである。現実の北朝が建武の年号を後醍醐の吉野脱出(建

武三年12月)後も同五年8月まで使用したということとは関わりなく、太平記は、建武の年号を後醍醐の覇業の象徴として忌避している。建武の年号が短期間に終わらされている背景には、こうした考え方が働いているよう。

さらに、これと表裏をなすことであるが、もう一つの理由として建武三年6月の光厳院重祚との関わりが考えられる。「参考太平記」以来、光厳重祚の事実はなく、同年8月に光明帝が踐祚したと指摘されているが、いずれにせよ北朝の出発にあたって(暦応の先取りによる)新しい年号が用意されたと強調するものであろう。

従来の諸注が年次の解明に難渋してきたのは、流布本を底本としてきたことと(神田本、西源院本などの参看はあったが、これも問題)、史実との大幅なズレに困惑し、「正しい」年号を求めようとしたからである。また、他の軍記物語にも史実とのズレはみられたが、それはせいぜい或記事を年次、日付を変えて叙述する類のものであった。これを太平記は、年号自体に処理を加えるといった、年代記的起述にとつていわば不可侵の領域にまで手をのばしているのである。軍記物語史における太平記の特異な性格の一端がここに窺える。

前記表において、卷十七の建武二年(延元改元)を起点とし、建武三年の暦応改元をそのまま受け入れ、年次

を当てはめていくと、次のようになる。

		北朝				南朝	
		I	II	III	IV	V	VI
		建武二	建武三 暦応元	暦応二	暦応三	暦応元	暦応二
							暦応三
							暦応四
							暦応五 康永元
		建武二 延元元	延元二	延元三	延元四	延元二	延元三
							延元四
							延元五 興国元?
							興国二?

傍線を付したのは玄玖本を中心とする諸本に確認できる年号である。みるように卷二十一法勝寺炎上に数年先の年号が見られること、塩冶の出雲下向が暦応三年であるべきところが二年になっていること、卷二十四大森彦七譚が流布本を除いて暦応三年であることなどの問題はあがるが、基本的に、上記のような年次構成を想定して支障ない。

ただし、これは暦応元年が二度にわたってあらわれるように、きわめて不自然な年次構成である。その亀裂は

Ⅳに集中している。すなわち、卷十七から辿る年次は暦応三年・延元四年であるはずが、卷二十四からの遡行に従えば、表記通りの暦応元年・延元二年でかまわないといふことになるのである。

注目されるのは、Ⅳの後半部分からの記事の年次は北朝の年号によるかぎり、史実と基本的に一致しており、南朝の年号は史実より一年遅れているということである。例えば、根尾落城は「暦応四・九・一八」で正しく、義員討死は「延元三年閏七月三日」のこと、後醍醐帝崩御は「延元四年八月」のことといずれも太平記の表記より一年後のことなのである。つまり、ズレは南朝の延元の年号のみであり、記事の配置自体に問題はない。なぜこのような事態が生じたのであろうか。

三、年号の混乱の発生と原因

先述のように、延元改元は史実の建武三年より一年はやい建武二年のこととされており、暦応改元は同じく史実の建武五年より二年はやい建武三年のこととされている。それを、太平記の書継ぎ改訂者が、充分理解しないまま、史実通りの年号にもどすべく、暦応・延元一律に二年差し引いた結果、延元の年号は一年余分に引かれ過

ぎてしまった。勿論以上は推論である。が、太平記に就く限り、このような解釈によってはじめて統一的な説明を与えることができる。また、この推論は、例の『難太平記』の一節にも符合するように思われる。

すべて此太平記事、あまりに空ごともおほきにや。

①昔等持寺にて法勝寺の恵珍上人、此記を先三十余卷持参し給て、錦小路殿の御目にかけれしを、玄恵法印によませられしに、おほく悪ことも、誤も有しかば、仰に云、是ハ且見及ぶ中にも、以の外ちがひめおほし。②追て書入、又切出すべき事等有。其程不可有外聞之由仰有し。③後に中絶也。④近代重て書続けり。次でに入筆共を多所望してかゝせければ、人高名数をしらず書り。〔新校群書類従による〕①から④は私に付したものであるが、これによれば、太平記は①最初の成立をみた後、②直義の監視下で書入・切出などの改訂を施され、③その作業が中絶した後、④近代に書き継がれ、現在の姿に至ったものといふことになる。

小稿は、上述の建武年間の年号の大胆な操作が行われた時期を②にあたる期間と想定する。建武新政の樹立からさらに進んで武家政権の樹立とその行く末までを見据えようとする太平記にとって、建武新政の樹立と破綻と

をいかにおのが作品の必然として描き得るかは、最も重大な課題であり、改修の主眼もそこに置かれた（それが直義の意向を忠実に反映するものであったかどうかは別問題である）と考えるからである。そして、前記Ⅳ以降の巻々においては、しばしば巻と巻との間に年次の空白をこそ挟んでいるものこのような史実との大幅な乖離はみられない。その両者の接合が上述のように極めて荒っぽく、あるいは杜撰になされているところから、後者を④の段階に相当するものとし、二つの相容れない年号処理発生の直截の事由を②と④との「中絶」を挟んだ時期の隔たりにもとめようというのである。改修作業に關与したと考えられる玄恵の死去が卷二十七に、貞和五年の暮秋から「幾程ナクテ」のことであったと語られ、改修を命じた直義の死去も卷三十（觀応三年）に語られているのである。「中絶」は単なる時間の空白には留まりえなかつたはずである。

結 び

以上の箇所が最も問題をはらんだ部分であるが、以下に太平記全巻の年次構成を付表として表示し、結びとす。基本的な年次構成をまず押え（その際、上述のよう

な理由により、史実の年号との全き整合は不可能な部分があることをわきまえる必要がある）、その上で細部の年号の弁別を行っていくべきであり、個別的な史実との対照は混卵を増すばかりである、というのが、平凡ながら、太平記の日付をどう扱ったらいのかに對する小稿の解答である。

なお、付表の年号の前の数字は、玄玖本の頁・行数をしめす。たとえば「I 卷③」は第一冊49頁3行目である。この頁行数はあくまで目安であり、どこから新しい年次ととるか明瞭に判別しがたい場合も多いことをお断りしておく。

付表、太平記年次構成一覽

卷一

／I 49③元享二 ／57⑧元享四（正中元） ／72⑧正中

卷二

II 83①元徳二 ／135③元徳三（元弘元）

卷三 卷四

223①元弘二、正慶元〔持明院統〕 ／366①

卷五 卷六

卷七 | 卷八 | 卷九 | 卷十 | 卷十一 | 卷十二

元弘三、正慶二

卷一三 | 卷一四

卷一五

／II 226⑧元弘四（建武元）／45③建武二（延元元）

卷一六 | 卷一七 | 卷一八

／III 14⑩建武三（曆応元）、延

卷一九

元二〔南朝〕／227⑦曆応二、延元三／249⑨曆応三、

卷二〇 | 卷二一

(21)

元、延元四・二／345⑩曆応二、延元三／361⑧

(13) | (卷二二)

卷二二

曆応三、延元四？

409①曆応四、？／439⑧曆

卷二四

(14)

応五（康永元）、？

〔康永二、？／康永三、？〕

卷二五

〈空白〉

／513④康永四（貞和元）、？／〔貞和二、正平元／

卷二六

貞和三、正平二）

V 7①貞和四、正平三／64⑩貞和

卷二七 | 卷二八

五、正平四

189①貞和六（觀応元）、正平五

卷二九

卷三〇

251①觀応二、正平六／353②觀応三（文和元）、

卷三一 | 卷三二

(15)

正平七／453④文和二、正平八／470⑦

卷三三

文和三、正平九／497⑩文和四、正平十／〔文和五

〈空白〉

〔延元元）、正平一一／延文二、正平一二〕／V 16⑨

延文三、正平一三 / 66 ⑤延文四、正平一四 / 78 ④延

— 卷三五 — 卷二六

— 卷

文五、正平一五 / 109 ①延文六（康安元）、正平一六

三七

— 卷三八 —

〈空白〉

/ 278 ⑨康安二（貞治元）、正平一七 / 〔貞治二、正

— 卷三九 —

平一八〕 389 ①貞治三、正平一九 / 407 ⑤貞治四、正

— 卷四〇 —

平二〇 / 413 ⑦貞治五、正平二一 / 467 ①貞治六、

正平二二

〈使用テキスト〉

玄玖本（勉強社刊影印本 玄と略称）、神宮徴古館本（写真
長谷川端氏にフィルムをお借りした 徴）、松井本（静嘉堂文
庫の許可による、斯道文庫蔵フィルムの紙焼写真 松）、神田
本（汲古書院刊影印本 神）、西源院本（刀江書院刊本 西）、
流布本（岩波日本古典文学大系 流）

〈注〉

- (1) 今井「太平記改修の一痕跡―建武年間の日付の検討から―」
長崎大学教育学部人文科学研究報告 28 79・3
- (2) この日付については既に、長坂成行氏「太平記における日付
表記―巻一・巻二の構想をめぐって―」（軍記と語り物 14
78・1）が疑問を呈している。
- (3) 玄玖本、神宮徴古館本、松井本を参看。他に真珠庵本がこの
系統に属する由（鈴木登美恵氏の諸本系統、『日本古典文学大
辞典』四など）だが、本稿では前記三本を指して、玄玖本系統
と称する。このA2の項目にあげる例は、玄玖本系統固有のもの
のみではなく、いくつかの諸本にみられるものも含む。
なお、A2 A3の各項は玄玖本を使用するにあたっての留意点を
示すものであり、諸本と比較しての玄玖本（系）の位置を示そ
うとするものではない。
- (4) 神田本・西源院本は別の形の矛盾を擁する。流布本は玄玖本
に近い形で矛盾の解消をはかっているが、この箇所の矛盾は解
消していない。これ以上煩瑣なることを避け、神・西にの
み触れておく。

太平記記事	玄玖本	神田本	西源院
① 義貞、足羽に難渋	5 2	5 2	5 2
② 越後新田、国府出立	7 3	7 3	7 3
③ 義貞牒状（延元二）	7 月	5 月	7 月
④ 山門僉議	同 7 23	同 7 23	同 7 23
⑤ 山門返牒（延元二）	7 月	7 月	7 月

⑥ 義助、越前国府発	8 3	6 3	6 3
⑦ 敦賀着	同 5	同 5	同 5
⑧ 師直軍、八幡放火	或夜	或夜	或夜
⑨ 八幡宮方、河内退却	* 6 27	6 27	6 27
⑩ 義貞、足羽責の勢揃	後 7 2	後 7 2	閏 7 2
⑪ 義助、国府へ退却	7 5	7 5	7 5

この①から⑪は一連の記事である。「越後勢已に越前の河合に着ければ、義貞の勢いよいよ強大になりて」(神)とあるのに続いて③の義貞牌状も発せられている。⑥の義助の進発も「山門の返隙越前に到来しければ」とあり、⑤に続くもの。⑩義貞らの合戦も、「義貞も義助も河合の庄へ打越えて」とあり、義助勢が敦賀から引き返し合流しての後。神(西)は「6 27」に矛盾はないものそれまでいくつかの矛盾をおかしている。玄の「8 3」も閏7月との関わりで不審であるが、ともあれ*箇所を挟んで相容れない日付が連なる。

(5) 「菊地少式合戦之事」の日付はへ11 17、* 3 10、同年7月、同年7 19、8 16、続く「新田左兵衛佐義興自害之事」の日付はへ9 13、10 10とある。3 10以下を翌年の事としているのかも考えられるが、記事内容は一連のものであり、これも上述の箇所同様の矛盾として、受け入れる他ない。

(6) 延慶本第六末、土佐房の義経襲撃をめぐる一連の日付。「延慶本平家物語の叙述姿勢―異質な構想の抱え込みをめぐって―」(日本文学 36―2、87)で触れた。

(7) 卷十三の「8 26」の他、卷十八の「8 28」。これは卷十九の

光厳院重祚(虚構)・暦応改元(史実より二年早い)にいたる一連の経過から遡って設定された日付であると思われる。暦応改元の問題については後述。

(8) 玄玖本及び徵古館本は「光明」院とし、松井本は神田本等と同様「光厳」院とする。重祚とある点からも光厳院とあるべき。(9) 中西達治氏の「光厳院廻国説話と『太平記』」と題する口頭発表(名古屋軍記物語研究会 '90・8・28)は、太平記において後醍醐と光厳とがボジとネガとの関係にあり、卷十二冒頭に「先帝(後醍醐)重祚」と表現されていることとの対照からも、光厳院の重祚が是非とも必要な設定であったとの考えを示している。

(10) 今井「太平記形成過程と「序」」日本文学 25―7、76

(11) 長坂成行氏(注2論文)が指摘するように、太平記は正中二年の資朝佐渡配流を、この元徳二年の記述のなかで「去年」のこととしている。しかし、同じ巻二に「嘉暦二年春比」という記述があり、正中二年から元徳二年までの間に属する年号が抹消されてしまっていない。この点が、単一の年号の中で処理である建武年間の場合と異なる。

(12) ここでの年次移行は疑念がある(4月は10月等の誤りなどと)、以下も引続き暦応元年のこととすると、399P~380P、1912の八宮(後村上)奥州下向失配が、「8 16」の後醍醐死去の後となり矛盾。

(13) 前述のように南朝の年号はなお一年ズレがあるわけでもど再修正をはかっているのかは不明。南朝の年号はこの後巻二八に「正平五年」と現れ、これは北朝の観応元年との間にズレを生じてはいない。従って本表においては正平元年までの間、南

朝の年号(延元五年に興国と改元、興国七年に正平に改元)を記載しない。

(14) 卷二五冒頭には、京都疲弊、朝儀衰微の記述に続いて、或人が先帝慰霊のために寺院を建立するよう進言し、これを容れた尊氏が夢窓を開山として、禅院の建立を企画したことが語られている。ところが、中西達治氏「『太平記』の天竜寺造営記事について」(名古屋市立女子短期大学研究紀要44、'90・3)が注意するように、造営計画ははやく後醍醐死去の年に具体化し、作業がすすめられてきていながら、太平記は落慶の「康永四年」の日付にいたるまでの時日は一切記していない。卷二四と卷二五の「康永四年」との間に、年号表記の上では「康永二、興国三/康永三、興国四」の二年間の空白があるのだが、この年号不表記部分はさらに広く暦応二年以降を覆うことになる。ただし、卷二五は「此三四年が間ハ国々ニ兵革不止ト云ヘドモ四国北国ノ宮方漸ニ亡シカバ(注、卷二三に「去年9月」のこととして)仙山城落城、「去918」に美濃根尾城も破れ、義助が吉野へ参内したことを述べる。さらに卷二四に伊予に派遣された義助の死去以降、四国も鎮静化した事が語られている)京中ノ百官万民ニ悦合ヘル処ニ：武家ノ奢侈公家ノ衰微」という事態が出来たことを述べ、このような中で事態の本質を弁えることなく、天竜寺建立が献策されたとするのであり、この献策は康永二、三年の某日と設定されているとみてよいであろう。ちなみに、西源院本は後醍醐帝崩御を康永三年のこととする。これは直前の法勝寺炎上の康永元年という日付の影響を受けたもので、中西氏が指摘するように、天竜寺落慶供養の時日と直接的につながるといふ利点があるものの、卷二一以降の後醍醐崩御

を前提とする記事全体と矛盾してしまう。なお、詳細は省くが流布本は記事を増補し、建立献策を後醍醐崩御まもなくのことと位置づけようとしている。

(15) ここでの年次移行はやや疑念あり。ただし、卷三三巻頭記事「三上皇吉野御出之事」に「文和三(玄は二とすれど松徴に従う。神西流などは延文二とする。)2月」のこととして、「去年春」南方へ捕らわれた持明院統三上皇を「次宮既ニ御位ニ即せ給ヌル上ハ」と京都へ帰したとの記述がある。神田本などの日付が史実であるが、三上皇被囚は文和元年閏2月。「去々年」と呼べるのは文和三年である。また、次宮践祚は文和元年。この理由との関わりからも、延文二年では隔たりすぎる。さらに続く章段に「今度東寺合戦ノ時」とあり、卷三二から三三にかけての年次が基本的には文和四年であることは動かない。この位置の三上皇帰洛記事は、あるいは、この後二年間年次が飛ぶこと、及び卷三二の文和三年関係記事の少なさと関係あるかと思われるがなお後考に俟たれ。

(愛知教育大学)